

ストックホルム条約の概要

令和5年11月29日

環境省大臣官房環境保健部

環境保健企画管理課化学物質審査室

1. スtockホルム条約の概要と経緯

2. 2022年6月会議（COP10）における審議

– PFHxSとその塩及びPFHxS関連物質の附属書Aへの追加

3. 2023年5月会議（COP11）における審議

– メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の附属書Aへの追加

4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議

– クロルピリホス／MCCP／長鎖PFCAとその塩及び関連物質等に係る議論

5. 今後のスケジュールと見通し

– POPs条約と化審法の関係

– PFHxSとその塩、メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の
第一種特定化学物質への指定見通し

– クロルピリホス／MCCP／長鎖PFCAとその塩及び関連物質等に係る規制

1. スtockホルム条約の概要と経緯

2. 2022年6月会議（COP10）における審議

– PFHxSとその塩及びPFHxS関連物質の附属書Aへの追加

3. 2023年5月会議（COP11）における審議

– メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の附属書Aへの追加

4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議

– クロルピリホス／MCCP／長鎖PFCAとその塩及び関連物質等に係る議論

5. 今後のスケジュールと見通し

– POPs条約と化審法の関係

– PFHxSとその塩、メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の
第一種特定化学物質への指定見通し

– クロルピリホス／MCCP／長鎖PFCAとその塩及び関連物質等に係る規制

1. ストックホルム条約の概要と経緯

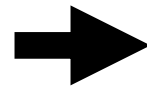
ストックホルム条約とは

- POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）とは、残留性有機汚染物質の、製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約。



POPs (Persistent Organic Pollutants 残留性有機汚染物質)

- = ①毒性があり、
②分解しにくく、
③生物中に蓄積され、
④長距離を移動する物質。



1 力国に止まらない
国際的な汚染防止の
取組が必要。

1. ストックホルム条約の概要と経緯

ストックホルム条約の目的と概要

- ストックホルム条約の目的と概要は以下のとおり。

○ 条約の目的

- 環境と開発に関するリオ宣言の第15原則に規定する予防的な取組方法に留意しつつ、POPsから人の健康及び環境を保護すること。

○ 条約の概要

- 環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル（PCB）、DDT等のPOPsの製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等



The screenshot shows the header of the Stockholm Convention website. It features the United Nations Environment Programme logo and the text "STOCKHOLM CONVENTION" with the tagline "Protecting human health and the environment from persistent organic pollutants". Below this is a navigation menu with links for HOME, THE CONVENTION, PROCEDURES, IMPLEMENTATION, COUNTRIES, and PARTNERS. A search bar and a "Login" link are also visible. The breadcrumb trail reads "You are here: Stockholm Convention > The Convention > Overview > History > Overview". The main content area has a tab for "The Convention" and a sub-tab for "History of the negotiations of the Stockholm Convention".

1. スtockホルム条約の概要と経緯

ストックホルム条約の歴史

- 1992年地球環境サミットでのアジェンダ21を受けて、1995年に国連環境計画（UNEP）政府間会合で「陸上活動から海洋環境の保護に関する世界行動計画」が採択。
- その中で、**12の残留性有機汚染物質（Persistent Organic Pollutants : POPs）**について排出の廃絶・低減等を図る国際条約の策定が求められ、1998年にPOPsの廃絶、削減等に関する条約化交渉が開始され、2001年5月にストックホルムで開催された外交会議において条約が採択。
- 2004年2月17日、締約国数が50に達したこと受け、その90日後の2004年5月17日に条約が発効

<POPs条約で当初対象とされた12物質>

アルドリン（殺虫剤）、**ディルドリン**（殺虫剤）、**エンドリン**（殺虫剤）、**クロルデン**（殺虫剤）、**ヘプタクロル**（殺虫剤）、**トキサフェン**（殺虫剤）、**マイレックス**（防火剤）、**ヘキサクロロベンゼン**（殺菌剤）、**PCB**（絶縁油、熱媒体等）、**DDT**（殺虫剤）**ダイオキシン・ジベンゾフラン**

1. ストックホルム条約の概要と経緯

POPs条約に基づき各国が講ずべき対策

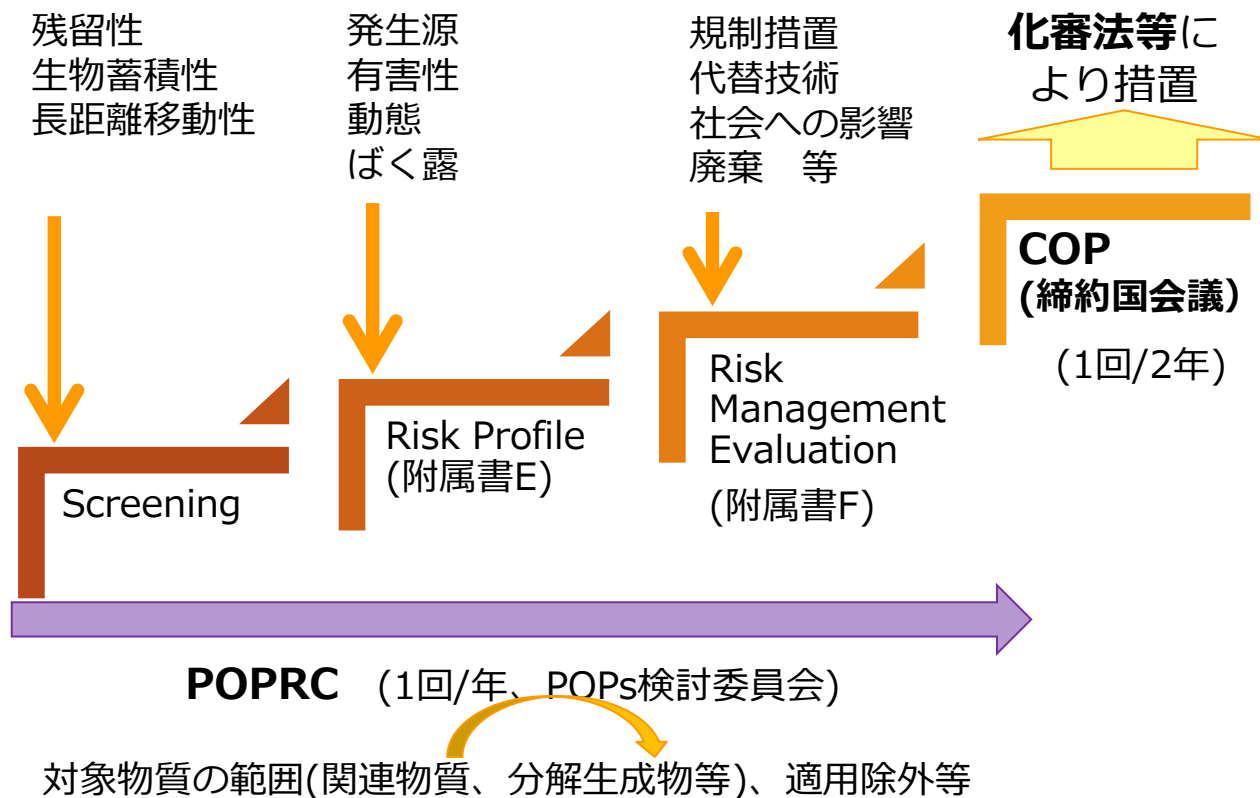
1. 意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し、
廃絶するための措置
2. 意図的でない生成から生ずる放出を削減し又は廃絶
するための措置（行動計画の策定・実施を含む）
3. POPsを含有する在庫及び廃棄物から生ずる放出を
削減し又は廃絶するための措置
4. これらの対策に関する国内実施計画の策定と実施
5. その他の措置
 - ・ 新規POPsの製造・使用を防止するための措置
 - ・ POPsに関する調査研究、モニタリング、
情報提供、教育等
 - ・ 途上国に対する技術・資金援助の実施



1. ストックホルム条約の概要と経緯

POPRC・COPとは

- 「残留性有機汚染物質検討委員会」(Persistent Organic Pollutants Review Committee、通称POPRC。加盟国の31人の専門家から構成。)では、加盟国から提案された物質について、①スクリーニング、②危険性に関する詳細検討(リスクプロファイル)、③リスク管理に関する評価の検討の3段階のプロセスを経て、締約国会議(Conference of the Parties、通称COP)に勧告する。



1. スtockホルム条約の概要と経緯

2. 2022年6月会議（COP10）における審議

– PFHxSとその塩及びPFHxS関連物質の附属書Aへの追加

3. 2023年5月会議（COP11）における審議

– メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の附属書Aへの追加

4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議

– クロルピリホス/MCCP/長鎖PFCAとその塩及び関連物質等に係る議論

5. 今後のスケジュールと見通し

– POPs条約と化審法の関係

– PFHxSとその塩、メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の
第一種特定化学物質への指定見通し

– クロルピリホス/MCCP/長鎖PFCAとその塩及び関連物質等に係る規制

2. 2022年6月会議（COP10）における審議 会合の概要

- スtockホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約締約国会議が、2022年6月に開催された。（2021年7月にもオンラインで一部が開催された）

開催地：ジュネーブ（スイス連邦）

開催期間：2022年6月6日～17日（現地時間）

我が国からの出席者：外務省、経済産業省及び環境省の担当官

各締約国会議の主なスケジュール

ストックホルム条約第10回締約国会議	6月6日～6月10日
バーゼル条約第15回締約国会議	6月6日～6月15日
ロッテルダム条約第10回締約国会議	6月13日～6月17日
条約締約国会議合同セッション	6月6日～6月17日



<https://chm.pops.int/TheConvention/ConferenceoftheeParties/Meetings/COP10/tabid/8397/Default.aspx>

2. 2022年6月会議（COP10）における審議

PFHxSとその塩及びPFHxS関連物質の附属書Aへの追加

- スtockホルム条約の第10回締約国会議（COP10）における、ストックホルム条約関係の主な議題は以下の通り。

（1）条約対象物質の追加

① ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS関連物質

【主な用途】泡消火薬剤、金属めっき、織物、革製品及び室内装飾品、研磨剤及び洗浄剤、コーティング、含浸/補強剤、電子機器及び半導体の製造 等
附属書A（廃絶）への追加を決定、適用除外なし

（2）附属書掲載物質の「個別の適用除外」及び「認められる目的」の見直し

①デカブロモジフェニルエーテル

②短鎖塩素化パラフィン

（3）条約の有効性の評価

1. スtockホルム条約の概要と経緯

2. 2022年6月会議（COP10）における審議

– PFHxSとその塩及びPFHxS関連物質の附属書Aへの追加

3. 2023年5月会議（COP11）における審議

– メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の附属書Aへの追加

4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議

– クロルピリホス／MCCP／長鎖PFCAとその塩及び関連物質等に係る議論

5. 今後のスケジュールと見通し

– POPs条約と化審法の関係

– PFHxSとその塩、メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の
第一種特定化学物質への指定見通し

– クロルピリホス／MCCP／長鎖PFCAとその塩及び関連物質等に係る規制

3. 2023年5月会議（COP11）における審議

会合の概要

- ストックホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約の締約国会議が、2023年5月に開催された。

開催地：ジュネーブ（スイス連邦）

開催期間：2023年5月1日～5月12日（現地時間）

我が国からの出席者：外務省、経済産業省及び環境省の担当官

各締約国会議の主なスケジュール

ストックホルム条約第11回締約国会議	5月1日～5月5日
バーゼル条約第16回締約国会議	5月1日～5月10日
ロッテルダム条約第11回締約国会議	5月3日～5月12日
条約締約国会議合同セッション	5月1日～5月12日



COPs

<https://chm.pops.int/TheConvention/ConferenceoftheParties/Meetings/COP11/tabid/9310/Default.aspx>

3. 2023年5月会議（COP11）における審議

メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の附属書Aへの追加

- ストックホルム条約の第11回締約国会議（COP11）における、ストックホルム条約関係の主な議題は以下の通り。

（1）条約対象物質の追加

- ① **メトキシクロル** 【主な用途】殺虫剤
附属書A（廃絶）への追加を決定、適用除外なし
- ② **デクロランプラス** 【主な用途】難燃剤
附属書A（廃絶）への追加を決定、適用除外あり（航空宇宙等）
- ③ **UV-328** 【主な用途】紫外線吸収剤
附属書A（廃絶）への追加を決定、適用除外あり（自動車部品等）

（2）附属書掲載物質の「個別の適用除外」及び「認められる目的」の見直し

（3）条約の有効性の評価

1. スtockホルム条約の概要と経緯

2. 2022年6月会議（COP10）における審議

– PFHxSとその塩及びPFHxS関連物質の附属書Aへの追加

3. 2023年5月会議（COP11）における審議

– メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の附属書Aへの追加

4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議

– クロルピリホス／MCCP／長鎖PFCAとその塩及び関連物質等に係る議論

5. 今後のスケジュールと見通し

– POPs条約と化審法の関係

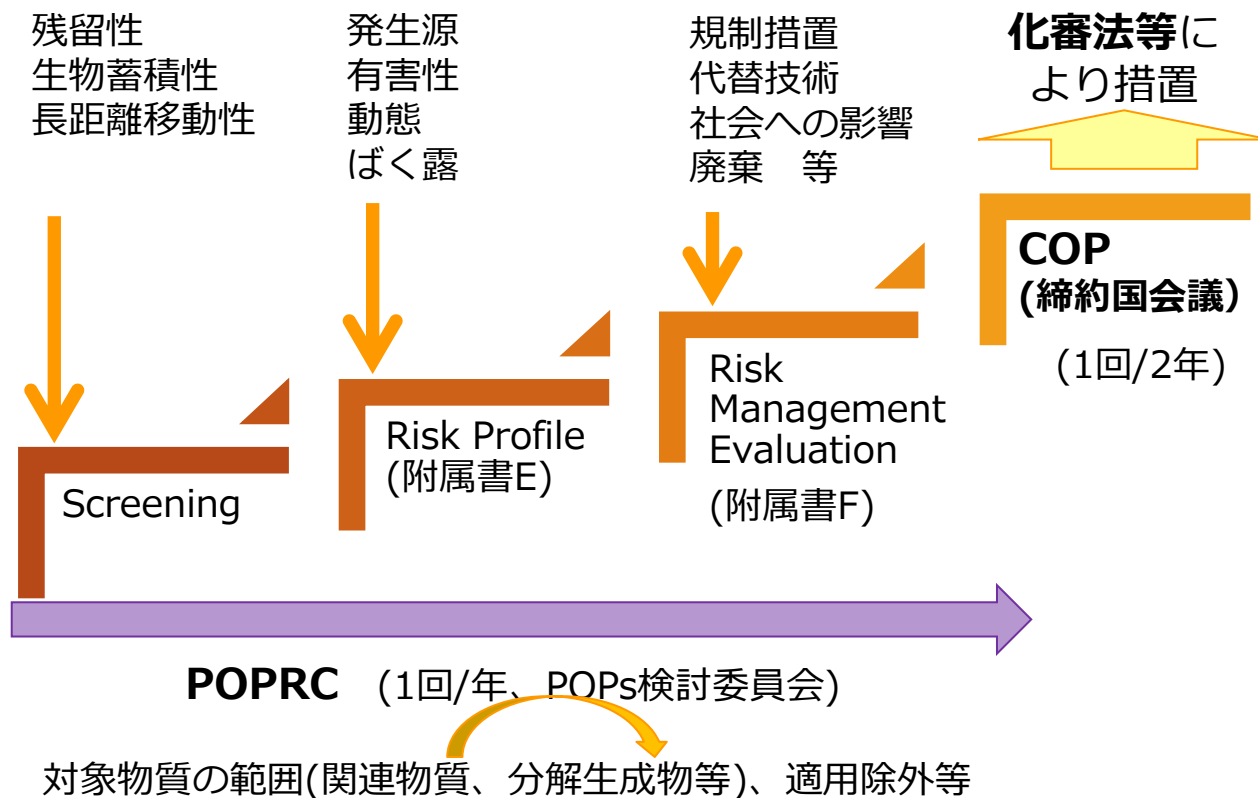
– PFHxSとその塩、メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の
第一種特定化学物質への指定見通し

– クロルピリホス／MCCP／長鎖PFCAとその塩及び関連物質等に係る規制

4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議

COP、POPRCとは（再掲）

- 「残留性有機汚染物質検討委員会」（Persistent Organic Pollutants Review Committee、通称POPRC。加盟国の31人の専門家から構成。）では、加盟国から提案された物質について、①スクリーニング、②危険性に関する詳細検討（リスクプロファイル）、③リスク管理に関する評価の検討の3段階のプロセスを経て、締約国会議（Conference of the Parties、通称COP）に勧告する。



4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議 会合の概要

- 残留性有機汚染物質検討委員会POPRC19が、2023年10月に開催された。

開催地：ローマ（イタリア共和国）

開催期間：2023年10月9日～10月13日（現地時間）

我が国からの出席者：メンバーとして金原先生（静岡大学）

オブザーバーとして経済産業省及び環境省の担当ほか



https://www.env.go.jp/press/press_02290.html

<https://chm.pops.int/TheConvention/POPsReviewCommittee/Meetings/POPRC19/Overview/tabid/9548/Default.aspx>

4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議

クロルピリホス／MCCP／長鎖PFCAとその塩及び関連物質等に係る議論

- 残留性有機汚染物質検討委員会POPRC19の主な議題は以下の通り。

（1）リスク管理評価書案の検討

- ① **塩素化パラフィン**（炭素数14～17で塩素化率45重量%以上のもの）
- ② **長鎖ペルフルオロカルボン酸**（PFCA）、その塩及び関連物質

（2）リスクプロファイル案の検討

- ① **クロルピリホス**

（3）在庫、使用中の製品及び成形品並びに廃棄物に含まれる 残留性有機汚染物質

（4）長距離移動性に関する考察

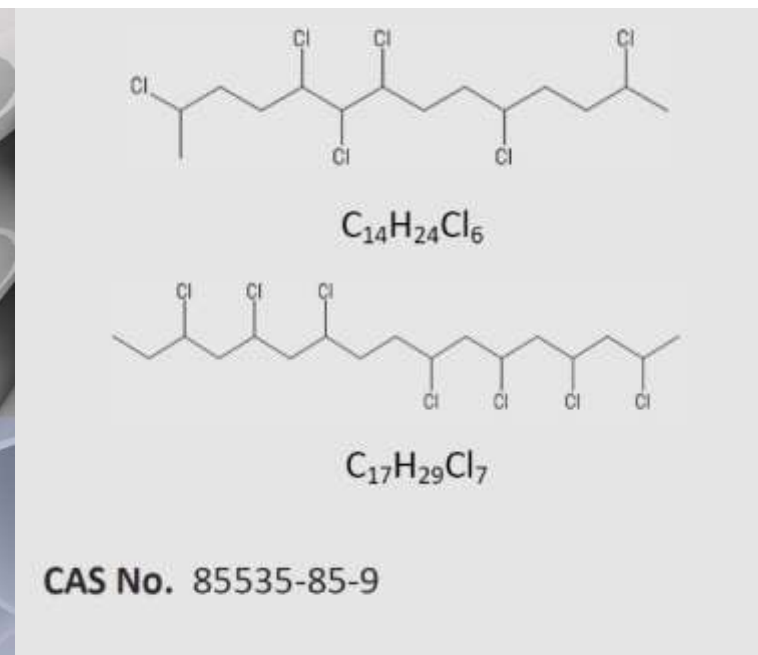
（5）PFOA、その塩及びPFOA関連物質並びにPFHxS、その塩及び PFHxS関連物質に該当する物質の例示リスト

4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議 中鎖塩素化パラフィン（MCCP）とは

中鎖塩素化パラフィン（MCCP）。炭素数14～17までのものであって、塩素の含有量が全重量の45%以上のものに限る。）

（提案国：英国）

【主な用途】 金属加工油剤・難燃性樹脂原料等



<https://chm.pops.int/TheConvention/ThePOPs/ChemicalsProposedforListing/tabid/2510/Default.aspx>

4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議 中鎖塩素化パラフィン（MCCP）に係る議論

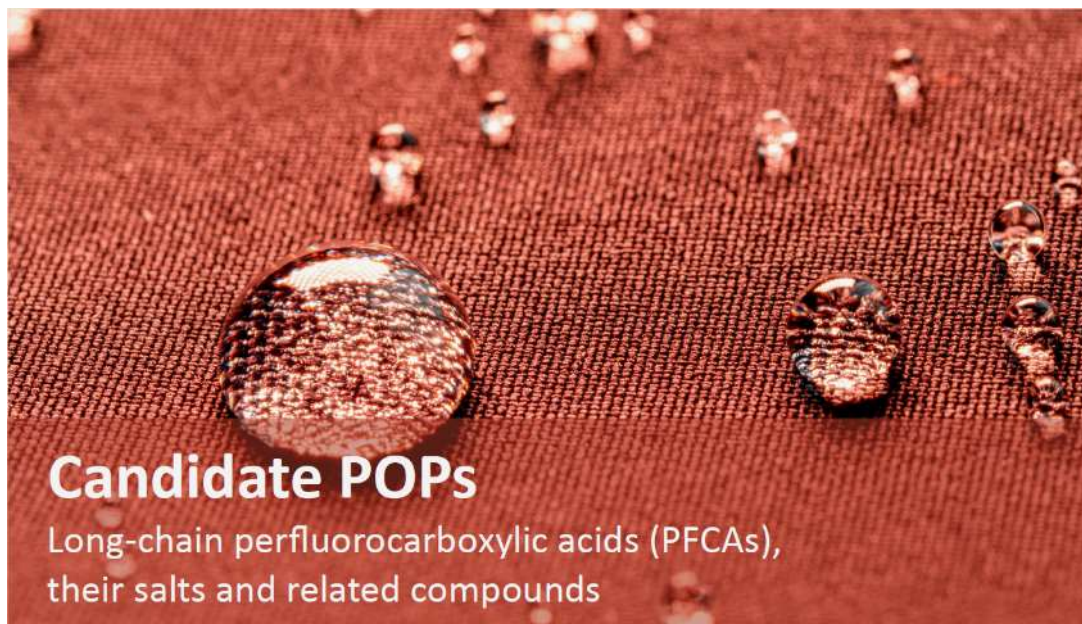
POPRC19での議論の結果、以下の内容が決定された。

- リスク管理に関する評価及びPOPs条約上の位置付け（製造・使用等の「廃絶」）について検討し、自動車、社会インフラ向け電気電子機器、医療機器に用いる金属加工油剤や修理用部品等のためのMCCPの使用（加工プロセスを含む。）を適用除外とした上で、廃絶対象物質（附属書A）に追加することにつき、次回締約国会議（COP12。2025年4～5月開催予定。）に勧告することが決定された。
- なお、規制の対象となるMCCPの定義の範囲については議論を継続することとなった。

4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議 LC-PFCAとは

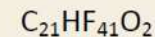
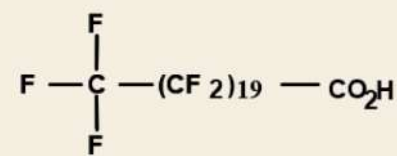
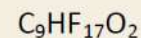
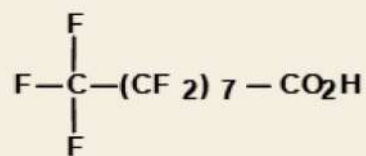
長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）※とその塩及びLC-PFCA関連物質※ 炭素数：9～21
(提案国：カナダ)

【主な用途】 フッ素ポリマー加工助剤、熱媒体等



Candidate POPs

Long-chain perfluorocarboxylic acids (PFCAs),
their salts and related compounds



CAS No. 375-95-1; 335-76-2; 2058-94-8; 307-55-1; 376-06-7;
72629-94-8; 141074-63-7; 67905-19-5; 57475-95-3;
16517-11-6; 133921-38-7; 68310-12-3

<https://chm.pops.int/TheConvention/ThePOPs/ChemicalsProposedforListing/tabid/2510/Default.aspx>

4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議 LC-PFCAに係る議論

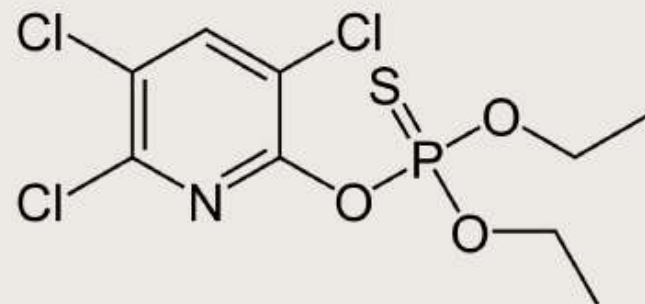
POPRC19での議論の結果、以下の内容が決定された。

- リスク管理に関する評価及びPOPs条約上の位置付け（製造・使用等の「廃絶」）について検討し、信頼性試験や温度管理用の不活性フッ素液体、電気電子機器の閉鎖系で用いる熱媒体及び熱媒体を含有する修理用部品等のためのLC-PFCAとその塩及びLC-PFCA関連物質の使用を適用除外とした上で、廃絶対象物質（附属書A）に追加することにつき、COP12に勧告することが決定された。
- なお、適用除外の用途を更に明確化するため、適用除外の用途に使用する化学物質の情報を収集することとなった。

4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議 クロルピリホスとは

クロルピリホス（提案国：欧州連合）

【主な用途】 殺虫剤



CAS No. 2921-88-2

Full Name: *O,O*-diethyl *O*-(3,5,6-trichloro-2-pyridyl) phosphorothioate

<https://chm.pops.int/TheConvention/ThePOPs/ChemicalsProposedforListing/tabid/2510/Default.aspx>

4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議 クロルピリホスに関する議論

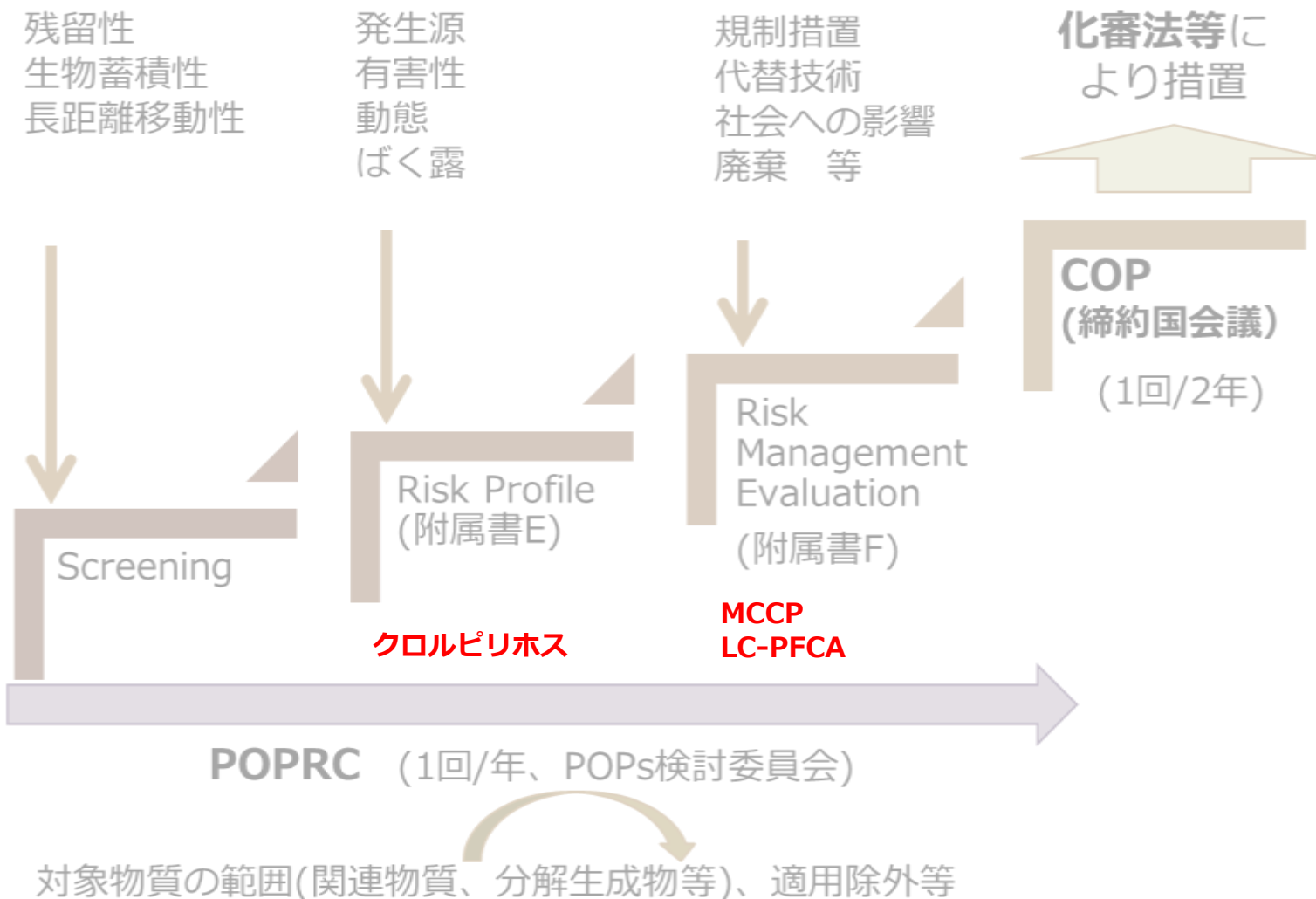
POPRC19での議論の結果、以下の内容が決定された。

- リスクプロファイル案を審議し、残留性、濃縮性、長距離移動性及び毒性等を検討した結果、クロルピリホスが重大な悪影響をもたらすおそれがあるとの結論に達し、次回会合（POPRC20、2024年9月開催予定）においてリスク管理に関する評価を検討することが決定された。

4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議

議論の経過（1）

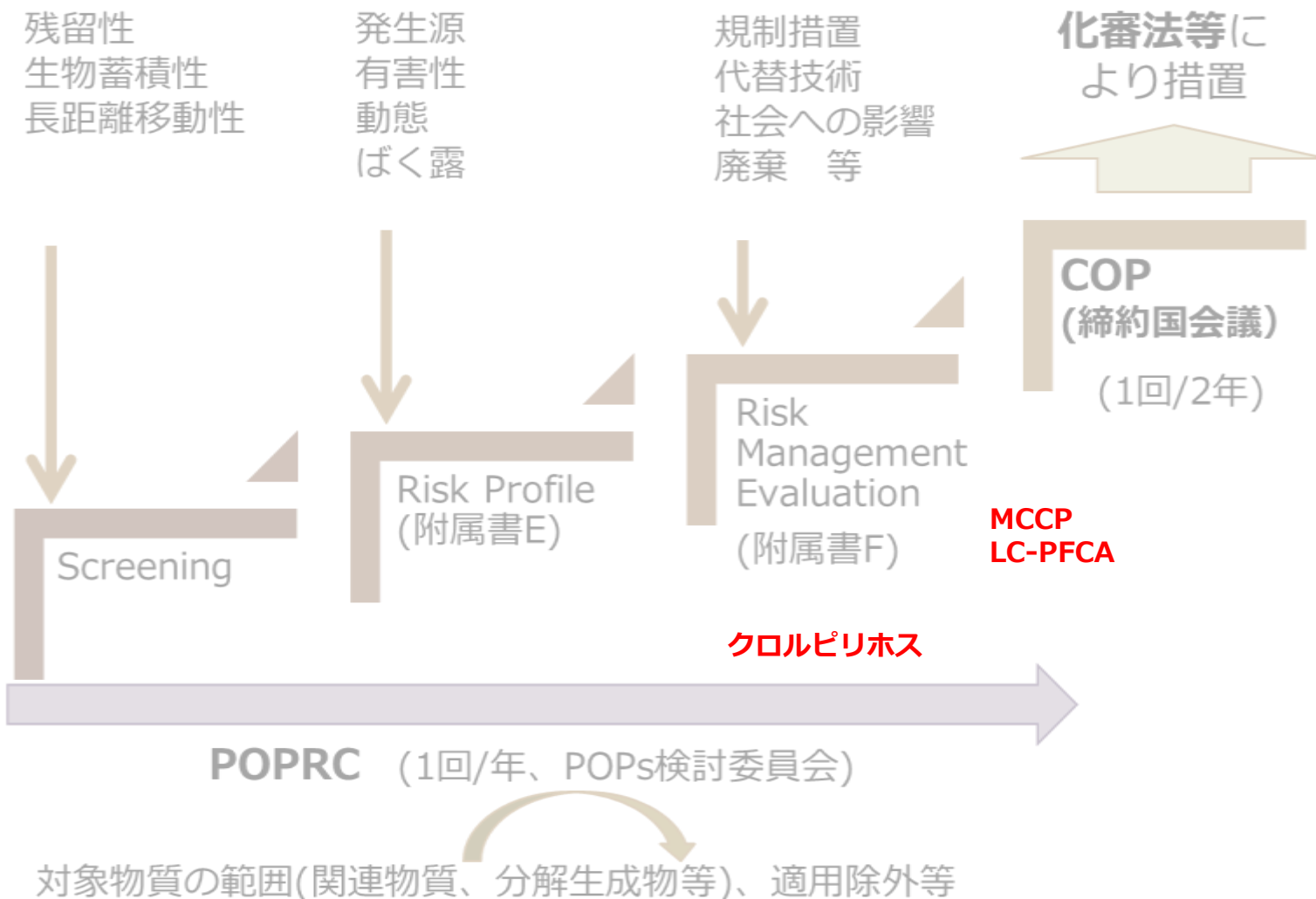
- 開始時は、クロルピリホスは危険性に関する詳細検討（リスクプロファイル）、MCCPとLC-PFCAはリスク管理に関する評価の検討の状況であった。



4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議

議論の経過（2）

- 終了時には、3物質ともに、リスク管理に関する評価の検討の議論の段階になった。特にMCCP、LC-PFCAについてはCOP12への提案が決定された。



（3）在庫、使用中の製品及び成形品並びに廃棄物に含まれる残留性有機汚染物質

在庫、使用中の製品及び成形品並びに廃棄物に含まれるPOPsの表示等に関する会期間作業グループを設置し、情報提供を求めること等が決定された。

（4）長距離移動性に関する考察

2021年に設置された長距離移動性に関する会期間作業部会において作成された文書草案が採択された。

（5）PFOA、その塩及びPFOA関連物質並びにPFHxS、その塩及びPFHxS関連物質に該当する物質の例示リスト

更新された例示リストを条約ウェブサイトに掲載することとなった。

1. スtockホルム条約の概要と経緯

2. 2022年6月会議（COP10）における審議

– PFHxSとその塩及びPFHxS関連物質の附属書Aへの追加

3. 2023年5月会議（COP11）における審議

– メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の附属書Aへの追加

4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議

– クロルピリホス／MCCP／長鎖PFCAとその塩及び関連物質等に係る議論

5. 今後のスケジュールと見通し

– POPs条約と化審法の関係

– PFHxSとその塩、メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の
第一種特定化学物質への指定見通し

– クロルピリホス／MCCP／長鎖PFCAとその塩及び関連物質等に係る規制

1. スtockホルム条約の概要と経緯

2. 2022年6月会議（COP10）における審議

– PFHxSとその塩及びPFHxS関連物質の附属書Aへの追加

3. 2023年5月会議（COP11）における審議

– メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の附属書Aへの追加

4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議

– クロルピリホス／MCCP／長鎖PFCAとその塩及び関連物質等に係る議論

5. 今後のスケジュールと見通し

– POPs条約と化審法の関係

– PFHxSとその塩、メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の
第一種特定化学物質への指定見通し

– クロルピリホス／MCCP／長鎖PFCAとその塩及び関連物質等に係る規制

5. 今後のスケジュールと見通し

我が国のPOPs条約の締結と、条約の発効

- 我が国はPOPs条約の条約化作業に積極的に2002年にPOPs条約を締結した

1998年にPOPsの廃絶、削減等に関する条約化交渉が開始
2001年5月POPs条約が採択

日本は条約化作業に積極的に参画、
2002年8月30日に日本がPOPs条約を締結

POPs条約は、2004年2月17日、発効に必要な50か国目
が締結したことを受け、**2004年5月17日に発効**

2023年11月現在で日本を含む186の国と地域が参加

5. 今後のスケジュールと見通し

我が国におけるPOPs問題の経緯

- 我が国はPOPs条約の締結前からPOPs問題に取り組んできた

我が国で農薬として使用されていたDDT、アルドリン、ディルドリン等残留性が高い農薬による農作物、水、土壌の汚染等の社会問題が生じた

→1971年に「農薬取締法」改正

ディルドリンやクロルデンは、農薬以外にシロアリ駆除剤として使用され、これによる汚染が懸念
→1980年代に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」によって、これらの物質の農薬以外の用途についても、製造、輸入の許可制（事実上禁止）、使用の制限及び届出制（事実上禁止）等の規制

1966年以降、世界各地の魚類や鳥類の体内からPCBが検出されるなど、PCBによる環境の汚染が明らかに。さらに、1968年に、カネミ油症事件発生

→1973年に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」が制定

PCBのように環境中で分解しにくく（難分解性）、かつ生物の体内に蓄積しやすいもの（高蓄積性）であり、継続して摂取した場合に人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境汚染を防止するための事前審査制度並びに製造、輸入、使用等の規制

→2003年の化審法改正

高次捕食動物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質についても、規制の対象に

5. 今後のスケジュールと見通し

化審法によるPOPs条約の担保

- 我が国においてPOPsの製造・使用及び輸出入を規制する法律として、化審法、農薬取締法、医薬品医療機器法及び外国為替及び外国貿易法がある
- これらの法律により、すべての分野・用途においてPOPsに該当する化学物質の製造・使用及び輸出入に対する規制措置が講じられている

<化審法>

- 難分解性、高蓄積性であって、人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性を有することが判明した化学物質は第一種特定化学物質に指定し、製造・輸入の許可制（原則禁止）、使用の制限及び届出制等の規制措置
- 2023年11月現在、POPs条約で指定された27物質群を含む34物質が第一種特定化学物質に指定

5. 今後のスケジュールと見通し

化審法における第一種特定化学物質の指定時の手続き

- 化審法第56条に基づき、第一種特定化学物質への指定等について、審議会（環境省においては中央環境審議会）に意見を聴取した上で、指定を行う。

参考：化審法における根拠条文

（審議会の意見の聴取）

第五十六条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

一 第二条第二項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき（第四条第一項若しくは第二項、第五条第八項又は第十四条第二項の判定に基づきその立案をしようとする場合を除く。）、又は第二条第三項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第二項、第三十五条第一項若しくは第三十六条第一項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき。

第二条第二項	: 第一種特定化学物質の指定
第二十四条第一項	: 第一種特定化学物質使用製品の輸入の規制
第二十五条	: 第一種特定化学物質の使用の規制
第二十八条第二項	: 第一種特定化学物質等の取扱いにかかる基準適合義務

1. スtockホルム条約の概要と経緯

2. 2022年6月会議（COP10）における審議

– PFHxSとその塩及びPFHxS関連物質の附属書Aへの追加

3. 2023年5月会議（COP11）における審議

– メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の附属書Aへの追加

4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議

– クロルピリホス／MCCP／長鎖PFCAとその塩及び関連物質等に係る議論

5. 今後のスケジュールと見通し

– POPs条約と化審法の関係

– PFHxSとその塩、メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の
第一種特定化学物質への指定見通し

– クロルピリホス／MCCP／長鎖PFCAとその塩及び関連物質等に係る規制

5. 今後のスケジュールと見通し

昨今のCOPで条約対象となったもの

- 昨今のCOPにて条約の対象となった物質は以下の通り。

● COP10の概要（2022年6月6日～17日：ジュネーブ（スイス））

→ ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）と
その塩及びPFHxS関連物質：附属書A（廃絶）に追加 等

● COP11の概要（2023年5月1日～12日、ジュネーブ（スイス））

→ メトキシクロル、デクロランプラス、UV-328：
附属書A（廃絶）に追加 等

5. 今後のスケジュールと見通し

PFHxS又はその塩についての議論の経過

- PFHxSとその塩及びPFHxS 関連物質のうち、PFHxS又はその塩について、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において令和4年11月及び本年1月に審議を行った。（厚生労働省、経済産業省との合同審議）

令和4年6月

- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（諮問）
- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（付議）

令和4年7月

第48回中央環境審議会環境保健部会

令和4年11月

第229回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

- PFHxS又はその塩の化審法第一種特定化学物質への指定について審議

令和5年1月

第231回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

- PFHxS又はその塩の輸入禁止製品の指定等について審議

5. 今後のスケジュールと見通し

PFHxS又はその塩について（指定することとなった物質）

表1. 第一種特定化学物質に指定することとなった物質

	物質名称 ^{※1}	主な用途
	(1) ペルフルオロ(ヘキサン-1-スルホン酸) (別名PFHxS) 又はその塩	泡消火薬剤、金属メッキ、織物、革製品及び室内装飾品、研磨剤及び洗剤
	(2) ペルフルオロ(アルカンスルホン酸) (構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。) 又はその塩	剤、コーティング、含浸/補強剤、電子機器及び半導体の製造等

※1 各物質の性状等の詳細については、別添を参照。

※2 令和4年11月18日の3省合同会合においては、表1(1)の物質名称は「ペルフルオロ(ヘキサン-1-スルホン酸) (PFHxS) 又はその塩」と記載。

5. 今後のスケジュールと見通し

PFHxS又はその塩について（適用除外）

2-1. PFHxS 又はその塩の製造・輸入の規制のあり方等について

(1) PFHxS 又はその塩の使用の現状及び今後の見込み

PFHxS 又はその塩は化審法第2条第6項に規定する新規化学物質又は第2条第7項に規定する一般化学物質に該当する。具体的には PFHxS の一部の塩(ナトリウム塩、カリウム塩、リチウム塩)は法第2条第7項に規定する一般化学物質に該当するが、それ以外は新規化学物質に該当する。

一般化学物質である PFHxS の塩については、化審法第8条の規定に基づき、毎年度、前年度の製造・輸入数量等の届出が義務付けられているが、一般化学物質の届出制度が開始された平成 22 年度以降、製造・輸入実績はなく、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はない。

また、新規化学物質である PFHxS 又はその塩については、新規化学物質としての届出、申出の実績はない。

(2) PFHxS 又はその塩の製造・輸入規制等のあり方

ストックホルム条約では、廃絶・制限の対象となった物質について、他の物質への代替が困難である場合、人へのばく露及び環境への放出を防止し又は最小限にするような方法で行われていることを確保するための適当な措置がとられていることを条件に、締約国会議で合意された用途については、製造、使用等の禁止の適用を除外する仕組みがある。PFHxS 又はその塩については、ストックホルム条約において特定の用途を除外する規定はないこと、上述のとおり、我が国においては製造、輸入等の実績が認められないことから、適用除外の対象を設けることなく、製造、輸入及びその使用を禁止する措置を導入することが適当である(試験研究用途は除く。)。

5. 今後のスケジュールと見通し

PFHxS又はその塩について（表示義務と取扱い）

2-2. PFHxS 又はその塩が使用されている製品等の取扱いについて

PFHxS 又はその塩が第一種特定化学物質に指定された後は、その使用は試験研究用途に限られる。

ただし、既に在庫等の形態で製品として存在している、ストックホルム条約対象のPFHxS とその塩及び PFHxS 関連物質が使用されている製品として、今後も当該製品の使用が継続される可能性があり、かつ、環境汚染の可能性のある製品として泡消火薬剤が挙げられる。現時点で PFHxS 又はその塩が使用された泡消火薬剤の存在は確認されていないものの、PFHxS は過去泡消火薬剤に使用されていたPFOS の代替物質として使用されてきたものであり、国内への輸入状況の詳細は不明であるものの海外でPFHxS 又はその塩を使用した泡消火薬剤の製造実績があること、また、PFHxS 関連物質に該当すると考えられる化学物質が使用された泡消火薬剤が在庫等の形態で製品として存在していることが確認されていることに鑑み、PFHxS 又はその塩を使用した泡消火薬剤が市中に存在している可能性が十分に考えられることから、その取扱い等において環境汚染を未然に防止するための措置を講じることが望ましい。

具体的には、泡消火薬剤、消火器用消火薬剤（業務用のものに限る）及び業務用消火器については、その形態から環境を汚染する可能性があるため、取扱事業者は、別途定める取扱上の技術基準を遵守する（化審法第 28 条第 2 項）とともに、別途定められた環境汚染を防止するための措置等に関する表示を行わなければならない（化審法第 29 条第 2 項）。

5. 今後のスケジュールと見通し

PFHxS又はその塩について（表示義務）

表2. PFHxS又はその塩を使用している場合は
取扱上の技術基準に適合し、環境汚染防止のための表示義務がかかる製品

製品 ^{※1}		HSコード ^{※2}
消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	消火器	8424
	消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	3813

※1:製品についての表現の仕方については今後、変更があり得る。

※2:Harmonized Commodity Description and Coding System。「商品の名称及び分類についての統一システム」の略称。国際貿易商品の名称及び分類を世界的に統一したシステムを指す。

5. 今後のスケジュールと見通し

PFHxS又はその塩について（取扱い）

【取扱い上の技術基準の策定にあたって考慮すべきと考えられる主な要素】

- ・ 厳重に保管し、保管時の漏洩等のおそれがないよう必要な措置を講じること。
- ・ 取扱現場や保管庫には、PFHxS 又はその塩を取り扱っていることを表示すること。
- ・ 外部に流出しないように必要な措置を講じること。こぼれた場合は、速やかに拭き取る等の措置を講じること。そのために必要な器具については、一定の場所に保管していること。
- ・ 取扱いに係る作業要領を策定し、管理責任者を選出すること。
- ・ 排ガス、廃液等については、関係法令に従って、適切に廃棄すること。

【環境汚染を防止するための措置等に関する表示について考慮すべきと考えられる主な要素】

- ・ 第一種特定化学物質が使用されていること及び当該物質の名称
 - ・ 製品中の成分及び第一種特定化学物質の含有量
 - ・ 使用上の注意
 - ・ 不慮の事故等により、第一種特定化学物質が漏出した場合等の措置
- ※ なお、製造事業者等により、既に表示がなされている場合は、特に必要と認められない限りにおいて、販売業者等が表示を行う必要はないと考えられる。

5. 今後のスケジュールと見通し

PFHxS又はその塩について（輸入禁止措置）

表4. PFHxS又はその塩が使用されている場合は輸入を禁止すべき製品

製品※
消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
金属の加工に使用するエッチング剤
メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤
はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地
はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物
はつ水剤・はつ油剤及び繊維保護剤
半導体の製造に使用する反射防止剤
半導体の製造に使用するエッチング剤
半導体用のレジスト

※製品についての区分や表現の仕方等については今後、変更があり得る。

5. 今後のスケジュールと見通し

PFHxS又はその塩について（今後の予定）

○ 審議会での審議以降の動きと、現時点で想定されている今後のスケジュールは以下の通り。

令和5年9月1日～10月30日	TBT通報※
令和5年9月15～10月14日	政令改正案に関するパブリックコメント
令和5年11月28日	閣議決定

<今後の予定>

令和6年2月1日（予定）	第一種特定化学物質の指定
令和6年6月1日（予定）	第一種特定化学物質が使用されている 輸入禁止製品の指定 等

※ 世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)に基づき、WTO事務局に本件を通報し、WTO加盟国から意見を受付。

※ PFHxS関連物質については、条約における例示的リストの動向を踏まえ、引き続き指定すべき物質の検討を進めることとされた。

5. 今後のスケジュールと見通し

メトキシクロル、デクロランプラス、UV-328に係る議論の経過

- メトキシクロル、デクロランプラス、UV-328について、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において令和5年7月及び令和5年11月に審議を行った。（厚生労働省、経済産業省との合同審議）

令和5年7月

- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（諮問）
- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（付議）

令和5年7月21日

- 第236回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会
- 7月21日の小委員会で、第一種特定化学物質への指定について審議

令和5年11月17日

- 第239回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会
- 輸入禁止製品、特定の用途以外の使用制限等について審議

5. 今後のスケジュールと見通し

メトキシクロル、デクロランプラス、UV-328（指定することとなった物質）

表1. 第一種特定化学物質に指定することとなった物質

	物質名称※	主な用途	現在の化審法上の扱い
1	メトキシ [2, 2, 2-トリクロロ-1-(メトキシフェニル)エチル]ベンゼン (別名メトキシクロル)	殺虫剤	新規化学物質
2	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 11, 12, 12a-ドデカヒドロ-1, 4:7, 10-ジメタノジベンゾ [a, e] [8] アンヌレン (別名デクロランプラス)	難燃剤	一般化学物質
3	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ビス(2-メチルブタン-2-イル)フェノール (別名UV-328)	紫外線吸収剤	一般化学物質

※ 各物質の性状等の詳細については、別添を参照。

5. 今後のスケジュールと見通し

メトキシクロル（適用除外）

2-1. メトキシクロルの製造・輸入の規制のあり方等について

(1) メトキシクロルの使用の現状及び今後の見込み

メトキシクロルの主な用途は殺虫剤であり、農薬取締法においては、昭和35年に登録が失効している。化審法においては、メトキシクロルは、同法第2条第6項に規定する新規化学物質に該当し、新規化学物質としての届出、申出の実績はない。

(2) メトキシクロルの製造・輸入規制等のあり方

ストックホルム条約では、廃絶・制限の対象となった物質について、他の物質への代替が困難である場合、人への暴露及び環境への放出を防止し又は最小限にするような方法で行われていることを確保するための適切な措置がとられていることを条件に、締約国会議で合意された用途については、製造、使用等の禁止の適用を除外する仕組みがある。メトキシクロルについては、ストックホルム条約において特定の用途を除外する規定はないこと、上述のとおり、我が国においては製造、輸入等の実績が認められないことから、適用除外の対象を設けることなく、製造、輸入及びその使用を禁止する措置を導入することが適当である（試験研究用途は除く。）。

5. 今後のスケジュールと見通し

メトキシクロル（輸入禁止措置）

2-2. メトキシクロルが使用されている製品の輸入の禁止について

メトキシクロルについては、ストックホルム条約において特定の用途を除外することなく廃絶対象物質に追加されたことから、諸外国においてもその製造・使用が禁止される予定である。

こうしたことを前提に、当該化学物質が使用されている主な製品の輸入の状況、及び、海外における使用の状況を調査したところ、化審法が対象とする用途としての製品の輸入及び使用は確認されなかったことから、メトキシクロルが使用されている製品について輸入禁止措置を講ずる必要性はないと考えられる。

5. 今後のスケジュールと見通し

デクロンプラス（適用除外）

3-1. デクロンプラスの製造・輸入の規制のあり方等について

(1) デクロンプラスの使用の現状及び今後の見込み

デクロンプラスは、電気・電子製品、樹脂やゴムなどの難燃剤として主に用いられているが、ストックホルム条約における議論の動向を踏まえ、関連業界では、代替物質への転換の検討が数年前より進められており、令和6年末頃までには代替は完了する見込みである。

こうした中、国内の輸入事業者は、令和5年度末頃までには、デクロンプラスの輸入・使用を終了する見込みである。

※製造数量は確認されていない

(2) デクロンプラスの製造・輸入規制等のあり方

ストックホルム条約では、廃絶・制限の対象となった物質について、他の物質への代替が困難である場合、人への暴露及び環境への放出を防止し又は最小限にするような方法で行われていることを確保するための適当な措置がとられていることを条件に、締約国会議で合意された用途については、製造、使用等の禁止の適用を除外する仕組みがある。今般、ストックホルム条約の廃絶対象物質に追加されることが決定されたデクロンプラスについては、航空宇宙、防衛産業、医療画像及び放射線治療に用いる機器及び設備などの用途を適用除外とすることが認められているところである。

しかしながら、上述のとおり、我が国においては、条約で適用除外とされた用途を含めて、令和6年末頃までにデクロンプラスから他の物質・技術への代替が完了する見込みであることを踏まえ、適用除外とする用途を設ける必要はなく、デクロンプラスの製造・輸入及びその使用を禁止する措置を導入することが適当である（試験研究用途は除く。）。

5. 今後のスケジュールと見通し

デクロンプラス（輸入禁止措置）

表4. デクロンプラスが使用されている場合は輸入を禁止すべき製品

製品※
樹脂に防炎性能を与えるための調整添加剤
シリコーンゴム
潤滑油
接着剤及びテープ
電気・電子製品の部品・ハウジング・電気配線・ケーブル

※製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更があり得る。

5. 今後のスケジュールと見通し

UV-328（適用除外）

4-1. UV-328の製造・輸入の規制のあり方等について

(1) UV-328の使用の現状及び今後の見込み

UV-328は、塗料、プラスチックの紫外線吸収剤として主に用いられているが、ストックホルム条約における議論の動向を踏まえ、関連業界では、代替物質への転換の検討が数年前より進められてきた。

こうした中、令和6年夏頃までにUV-328の製造・輸入・使用は終了する見込みである。

(2) UV-328の製造・輸入規制等のあり方

ストックホルム条約では、廃絶・制限の対象となった物質について、他の物質への代替が困難である場合、人への暴露及び環境への放出を防止し又は最小限にするような方法で行われていることを確保するための適切な措置がとられていることを条件に、締約国会議で合意された用途については、製造、使用等の禁止の適用を除外する仕組みがある。今般、ストックホルム条約の廃絶対象物質に追加されることが決定されたUV-328については、自動車、工学機械、鉄道及び大型鉄製構造物の被覆に使用する産業用設備、採血管の内部の機械的分離機構などの用途を適用除外とすることが認められているところである。

しかしながら、上述のとおり、我が国においては、条約で適用除外とされた用途を含めて、令和6年夏頃までにUV-328から他の物質・技術への代替が完了する見込みであることを踏まえると、適用除外とする用途を設ける必要はなく、UV-328の製造・輸入及びその使用を禁止する措置を導入することが適当である（試験研究用途は除く。）。

5. 今後のスケジュールと見通し

UV-328（輸入禁止措置）

表7. UV-328が使用されている場合は輸入を禁止すべき製品

製品※
塗料及びワニス 潤滑油 接着剤、テープ及びシーリング用の充填料 プラスチック用紫外線吸収剤

※製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更があり得る。

5. 今後のスケジュールと見通し

メトキシクロル、デクロランプラス、UV-328（今後の予定）

○ 審議会での審議以降の動きと、現時点で想定されている現在のスケジュールは以下の通り。

<今後の予定>

令和5年12月頃

令和5年冬以降

令和6年春以降

令和6年秋以降

措置内容に関するパブリックコメント

TBT通報※、政令改正案に関する

パブリックコメント

改正政令公布

施行

※ 世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)に基づき、WTO事務局に本件を通報し、WTO加盟国から意見を受付。

1. スtockホルム条約の概要と経緯

2. 2022年6月会議（COP10）における審議

– PFHxSとその塩及びPFHxS関連物質の附属書Aへの追加

3. 2023年5月会議（COP11）における審議

– メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の附属書Aへの追加

4. 2023年10月会議（POPRC19）における審議

– クロルピリホス／MCCP／長鎖PFCAとその塩及び関連物質等に係る議論

5. 今後のスケジュールと見通し

– POPs条約と化審法の関係

– PFHxSとその塩、メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の
第一種特定化学物質への指定見通し

– クロルピリホス／MCCP／長鎖PFCAとその塩及び関連物質等に係る規制

5. 今後のスケジュールと見通し

今後POPs指定の可能性のある物質

- 2022年9月に開催されたPOPRC18と2023年10に開催されたPOPRC19で審議された、今後POPs指定の可能性のある物質については、COP12（2025.5）において、MCCP、LC-PFCAの廃絶対象物質としての追加が審議される予定（クロルピリホスについては未定）
- POPs条約にて廃絶対象物質として追加された場合、これまで説明したものと同様の手続きを経て第一種特定化学物質への指定に向けた検討が行われる予定

クロルピリホス	殺虫剤
中鎖塩素化パラフィン（MCCP）	金属加工油剤・難燃性樹脂原料等
長鎖PFCA類とその塩及び関連物質(LC-PFCA)	フッ素ポリマー加工助剤、熱媒体等

- ストックホルム条約（POPs条約）では、
POPRCで、提案された物質について有害性等が審議され、
その勧告を踏まえ、COPにおいて措置が決定される
- それを受けて我が国では、審議会の審議を経て、
化審法における第一種特定化学物質に指定されること等によって
必要な規制が行われる
- 今後直近で施行が予定されているのは以下の化学物質
COP10：PFHxS又はその塩
COP11：メトキシクロル、デクロランプラス、UV-328
- クロルピリホス、MCCP、LC-PFCAについても、
POPs条約にて廃絶対象物質として追加された場合、
同様の手続きを経て第一種特定化学物質への指定に向けた検討が
行われる予定